

特記仕様書

1. 契約書、収穫調査委託契約約款及び収穫調査委託標準仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づき契約を履行するものとする。

2. 乙は標準仕様書調査仕様書第6に定める調査結果報告書の提出にあたり、測量野帳については紙及び電子データで納品すること。ファイル形式については監督職員の指示を受けること。

なお、納品するデータは提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。

3. 「汚染状況重点調査区域」での作業留意事項

受託者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

詳しくは、厚生労働省のホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>)

原子力規制委員会のホームページ放射線モニタリング情報

(<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja>) を参照すること。

4. CSF の対応について

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、群馬県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めること。

詳しくは、群馬県のホームページCSF（豚熱）対策について

(https://www.pref.gunma.jp/06/f29g_00106.html)を参照すること。